

受付 番号	種目番号 —	連絡 先	委託担当	ふりがな	いとう ひろし
			総務課 施設担当	担当者名	伊藤 博史
				電 話	045-261-5656

設 計 書

- 1 委 託 名 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター
医療用ガス設備保守委託
- 2 履 行 場 所 横浜市南区浦舟町4丁目57番地
- 3 履 行 期 間 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
又 は 期 限 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明 不要
要 (月 日 時 分 場所)
~~金額入り~~ 金額抜き
- 7 委 託 概 要 本委託は、医療用ガス設備の機能を最良の状態に維持するため、年4回の
保守点検を行うものとします。

8 部 分 払

■ する (4回以内)

□ しない

部分払いの基準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
医療用ガス設備保守委託					
機能点検	6月	1	回		
外観点検	9月、12月、3月	3	回		
諸経費		1	式		
計					

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額	_____	.-
内訳		
業務価格	_____	.-
消費税及び地方消費税相当額	_____	.-

(様式3)

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価	金 額(円)	摘 要
1. 機能点検(1回分)	本館					
全自動切替器	酸素・笑気・空気・窒素	4	台			
自動切替器	炭酸ガス	1	台			
炭酸ガスユニット		1	式			
ボンベ連結導管		78	本			
吸引ポンプ	SRH 7.5Kw	8	台			
レシーバータンク	1,000L	4	基			
吸引フィルター	MV-50G	8	基			材料費別
自動給水装置	電磁弁式	8	組			
動力操作盤	吸引ポンプ	2	面			
遠隔警報器		1	面			
ガス供給源監視盤		2	面			
医療ガス供給モニタS		1	面			
圧力監視盤	3ガス用	9	面			
圧力監視盤	4ガス用	4	面			
圧力監視盤	5ガス用	1	面			
圧力監視盤	6ガス用	1	面			
壁型アウトレット		2169	個			メディカルコンソール アウトレットを含む
天吊ホース型アウト レット		26	個			
余剰麻酔ガス排出用アウトレット		31	個			
窒素用調節器付アウトレット		16	個			
炭酸ガス用アウトレット		21	個			
シーリングコラム		3	台			
シーリングアーム		4	台			
シャットオフバルブ		68	個			
シャットオフバルブ	緊急導入口付	16	個			
消耗雑材料		1	式			
交通運搬費		1	式			
小 計						

(様式3)

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価	金 額(円)	摘 要
3. 外観点検(1回分)	本館					
全自動切替器	酸素・笑気・空気・窒素	4	台			
自動切替器	炭酸ガス	1	台			
炭酸ガスユニット		1	式			
ボンベ連結導管		78	本			
吸引ポンプ	SRH 7.5Kw	8	台			
レシーバータンク	1,000L	4	基			
吸引フィルター	MV-50G	8	基			
自動給水装置	電磁弁式	8	台			
動力操作盤	吸引ポンプ	2	面			
遠隔警報器		1	面			
ガス供給源監視盤		2	面			
医療ガス供給モニタS		1	面			
圧力監視盤	3ガス用	9	面			
圧力監視盤	4ガス用	4	面			
圧力監視盤	5ガス用	1	面			
圧力監視盤	6ガス用	1	面			
壁型アウトレット		3838	個			メディカルコンソール アウトレットを含む
天吊ホース型アウトレット		67	本			
余剰麻酔ガス排出用アウトレット		111	個			
窒素用調節器付アウトレット		62	個			
炭酸ガスアウトレット		21	個			
シーリングコラム		8	台			
シーリングアーム		18	台			
シャットオフバルブ		112	個			
シャットオフバルブ	緊急導入口付	20	個			
消耗品雑材料		1	式			
交通運搬費		1	式			
小計						

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター
医療用ガス設備保守委託仕様書

公立大学法人横浜市立大学を委託者としこの仕様を定める。

1 履行場所

横浜市南区浦舟町4丁目57番地

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター

2 趣旨

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センターは、横浜市の中心に位置し、横浜市内でも最大規模の病院である。また高度救命救急センターを有し、24時間365日急病人・傷病者の命を救う最後の砦として市民・地域からの期待を担い、院内環境の保全には一般病院よりも厳しい要望が寄せられておりその期待を裏切ることが出来ない。特に本業務の対象設備である医療用ガス設備は、病院施設に欠くことの出来ない設備であり、一旦事故・故障により医療用ガスの供給が停止すると、多数の患者に影響を及ぼすのみならず、場合によっては人命に係わる事態となりうる。受託者は以上の点を十分理解し、業界の慣例に関わらず、本仕様書に基づき誠実に業務を遂行すること。

3 業務内容

本委託は、医療用ガス設備の機能を最良の状態に維持するため、年4回の保守点検を行うものとする。

4 業務仕様

- (1) 本設備の使命及び病院事業に支障を生じる事のないように十分配慮し、受託者は委託者の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は契約締結後4月1日より緊急対応ができる体制を整え、病棟配置及びその特徴、配管、配線系統等を習熟しておくこと。
- (3) 定期点検の内容について、後述の点検要領を用いるか同等以上の内容の点検作業要領書を作成し委託者の承諾を受けること。

(4) 年間予定

ア 機能点検（6月）：別紙保守点検作業要領（機能）参照

後述の外観点検の内容に加えて、計器類の点検、吸引装置及び自動切替機の起動・停止の状況や連動の確認、フィルター及びパッキン等消耗品の劣化度合いの確認を行う。

イ 外観点検（9月、12月、3月）：別紙保守点検作業要領（外観）参照

アウトレット類に関しては、外観上の損傷の有無、配管圧力、流量、漏れの確認、ガス同定検査を行う。その他の機器に関しては外観上の損傷の有無、圧力・流量の確認、漏れの確認、警報の作動確認、使用方法の指導、清掃等を行う。吸引ポンプはグリスアップ、グランドパッキンの

確認、自動切替機は切替及び警報の動作確認を行う。

制御操作盤は「建築保全業務共通仕様書（最新版）」に準じた点検を行うこと。

(5) 点検日時について

原則として以下のとおりとする。

平日の9時から17時：屋外マニホールド室、機械室、病棟エリア、放射線部、救急棟初療室

土日祝日の9時から17時：手術室（本館、救急棟）、外来診察室

(6) 緊急対応（随時）

故障等により設備の異常について委託者から連絡を受けた場合は、速やかに技術員を派遣して適切な処置を行えるよう体制を整えておくこと。

(7) 受託者は保守点検作業終了後速やかに点検報告書を作成し委託者に提出すること。点検報告書の書式は任意とするが付書1～3に準じた内容とすること。

5 特記事項

- (1) 受託者は、個人情報の適正な取り扱いに努めること。契約締結後は、「個人情報の保護に関する法律」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び「個人情報取扱特記事項」に基づき速やかに研修を実施し（様式1）、誓約書（様式2）を提出すること。
- (2) 受託者は作業全般について作業員の安全を確保するとともに、作業中の不備により、作業中又は作業後に作業員・病院職員、入院患者様等の安全を脅かすことが無いようにすること。
- (3) 受託者の取扱不備又は操作不良により機器類を破損・損傷させた場合は、受託者の責任において原状復旧すること。
- (4) 外観・機能点検時に異常が発見された場合、点検時に修理・交換可能な軽微な作業については、委託に含むものとする。アウトレットのパッキン、バネなどの部品は消耗品雑材料費に含むものとする。その他の部品費、消耗品費は予め見積書または消耗品の価格一覧表を提出し有償で行う。油脂類は無償とする。ただしアウトレットのパッキン交換等で数が多くなった場合、委託者側の過失による場合、点検時に行えず別途日程を設定して行う場合等は、双方協議し作業費・物品費ともに有償で行う。緊急対応については一次対応の技術員の派遣費のみ無償とする。
- (5) 病院で行われる改修工事に伴い、点検表やCADデータを随時改正していくこと。
- (6) 他事業所で起こった医療ガス関連事故などの情報や資料などは病院担当職員へ周知すること。
- (7) 翌年度の同業務受託事業者と施設現況及び注意点等を引き継ぐこと。

保守点検作業要領（機能）

1. 自動切替機

- (ア) 外観カバーを取りはずし、高圧調整器を別紙調整要領書（付書1のチェックリスト）による調整点検を行う。
- (イ) 低圧調整器の調整ボルトにより二次圧（配管圧力）の点検を行う。
- (ウ) 圧力スイッチの作動性を点検し（イ）にともなう調整点検を行う。（ランプ点灯確認を含む）
- (エ) 安全弁（放出弁）からの漏洩の有無を点検する。
- (オ) ハンドル→ハンドル軸→自在接手の作動及び機能性を点検する。
- (カ) 圧力計の指針及び示度の正確性を点検する。
- (キ) 高圧導管（マニホールド管）の高圧バルブの開閉性及び漏洩の有無を点検する。
- (ク) 高圧導管のフィルターの詰まり具合を点検する。
- (ケ) 機器内外部の配管及び接合部等の漏洩の有無を点検する。
- (コ) 調整点検後は漏洩点検液を良くふき取り外側カバーを取り付け、機能が円滑に作動する事を確認点検し、ホコリ等を清掃する。

2. ボンベ連結導管

- (ア) ボンベを取り外し逆止弁の漏洩を点検する。
- (イ) 導管ねじれ、損傷、漏洩の有無を点検する。
- (ウ) 各接続部の漏洩の有無を点検する。
- (エ) ボンベ保護用鎖の有無を点検する。

3. 吸引ポンプ

- (ア) レシーバータンクとの中間バルブを閉じ、ポンプ点検穴に真空検査計を取り付け、最高真空到達値（650mm/Hg以上）及び指針の振れ（±20mm/Hg以下）を調べ、ケーシングの磨耗具合を点検する。
- (イ) セパレーターの水位点検窓を取り外し、内部の清掃を行う。
- (ウ) 給排水コック（バルブ）の作動を点検する。
- (エ) 逆止弁を分解し、パッキンの磨耗度及び気密性を点検する。
- (オ) 給油又はグリスアップを行う。
- (カ) 汚れ、ホコリ等の清掃を行う。

4. レシーバータンク

- (ア) ドレンコックを開き、タンク内の水の有無を点検する。
- (イ) 真空計の損傷、指針及び示度を点検する。
- (ウ) バキュームスイッチの作動範囲測定及びポンプとの連動性を点検調整する。
- (エ) 各接合部の緩み及び損傷の有無を点検する。

5. 吸引フィルター

- (ア) 外観上の損傷や詰まりを点検し、必要があればフィルター及びパッキンの交換を行う。

6. 自動給排水装置

- (ア) ポンプの運転を行い、通水性及び水量調査を行う。
- (イ) 洩水の有無を点検する。

- (ウ) 絶縁を点検する。
- (エ) 排水がスムーズに流れるか点検する。

※3～6項については付書2のチェックリストにより点検を行うこと。

7. 電源操作盤

- (ア) 絶縁検査を行う。
- (イ) 機能及び作動（連動）性を点検する。
- (ウ) マグネット接点部を点検する。
- (エ) 関連、警報作動テストを行い異常の有無を点検する。

8. ガス供給監視盤

- (ア) ディスプレイにガス残量、供給圧力等が正常に示されているか確認する。
- (イ) 警報装置との連動性を点検する。

9. 圧力監視盤

- (ア) 圧カスイッチの作動性を点検する。
- (イ) 絶縁抵抗を点検する。
- (ウ) 圧力計及び真空計の示度の正確性を点検する。

10. アウトレット

- (ア) 点検用検圧ゲージをアウトレットに差し込み配管圧力、流量の確認およびパッキン部の漏れを確認する。
- (イ) プレーットの清掃及びキャップ等付属物の紛失はないか点検する。
- (ウ) カバーの作動性を点検する。

※10～13項については付書3のチェックリストにより点検を行うこと。

11. 天吊ホース型アウトレット

- (ア) アウトレットは10項に同じ。
- (イ) ホースの外観（ひび割れ等）を調べ漏洩の有無を点検する。
- (ウ) ホースのねじれ及びゴムの伸び具合を調整する。
- (エ) アウトレットの接合部及び天井内配管部との接合部の漏洩の有無を点検する。

12. 窒素用調整器付アウトレット

- (ア) アウトレットは10項に同じ。
- (イ) ガス供給バルブを「開」にし、配管圧力が約9.5kg/C m²であることを確認する。
- (ウ) 圧力調整器のハンドルを右に回して圧力設定が円滑であることを確認する。
- (エ) 調整圧力を配管圧力まで上げ、ガス供給バルブを「止」にし、左右の圧力計の精度を点検する。
- (オ) フィルターが目詰まりを点検する。
- (カ) アウトレット周りの清掃及びキャップ等付属品の紛失がないか点検する。
- (キ) ガス供給バルブを「止」にし、漏洩の有無を点検する。

13. 余剰麻酔ガス排出用アウトレット

- (ア) アウトレットは10項に同じ。
- (イ) パネルを取り外し、各接続部の漏洩の有無を点検する。

1 4. シーリングコラム

- (ア) アウトレットは10項に同じ。
- (イ) 内外筒をはずし内部の接合部の漏洩を点検する。
- (ウ) 上下切替ハンドルを操作し、作動性を点検する。
- (エ) シリンダー周囲の点検及び清掃、グリス塗布を行う。
- (オ) シリンダー吸引管をはずし、クラッチの作動性を点検する。
- (カ) ホース（耐圧）の外観を点検する。

1 5. シャットオフバルブ

- (ア) 石鹼水等により軸洩れ及び接続口の洩れを点検する。
- (イ) 表面カバーを清掃し窓板の変形、汚れ等を点検する。
- (ウ) 10～14項の各点検終了後送気を行い、再びバルブを閉じ、支配管の気密性を点検する。

1 6. 一般事項として次の点検を行う。

(ア) 機械類について

- ア 基礎ボルト及び締め付けボルト、ネジ類のゆるみの確認。必要により増し締めを行うこと。
- イ 破損、変形、腐蝕、発錆等の確認。
- ウ 清掃及び管理上周囲に障害となるものがない事。
- エ 予備ヒューズ、ランプ等が完備されていること。

(イ) 病室機器類について

- ア 附属品の脱落、ネジ類のゆるみ（増し締め）の確認。
- イ プレート、カバー等の発錆、汚れ等については清掃すること。特に銘板はよく読めるようにする事。
- (イ) ボンベの保有数が300 m³又は3,000 kg以下である事の確認。（高圧ガス取締法第16条）
7 m³（7,000 L）ボンベは70Kg、笑気ボンベは30Kgとして計算する。

保守点検作業要領（外観）

1. 自動切替機

- (ア) 切替機本体に外観上損傷がない事を点検する。
- (イ) 高圧導管（マニホールド管）に外観上損傷がない事を点検する。
- (ウ) 高圧バルブの開閉は確実である事を点検する。
- (エ) 使用側高圧バルブを閉止することにより、
 - ア 圧カスイッチの作動
 - イ 警報ランプの点灯確認
 - ウ 遠隔警報器の連動及びブザー停止
 - エ 予備側バンクへの切替えが確実に行われる事を点検する。
- (オ) 高圧接続部及びマニホールド管接続部の漏洩の有無を点検する。
- (カ) ホコリ等の機器清掃を行う。（以下各項同じ）

2. ボンベ連結導管

- (ア) 導管のねじれ、損傷、漏洩の有無を点検する。
- (イ) 各接続部の漏洩の有無を点検する。

3. 吸引ポンプ

- (ア) 外観上損傷がない事を点検する。
- (イ) セパレーターの水位は正常にあるか点検する。
- (ウ) 給油及びグリスアップを行う。
- (エ) 自動、手動運転が確実に作動する事を確認点検する。

4. レシーバータンク

- (ア) 外観上損傷がない事を点検する。
- (イ) 真空計、バキュームスイッチの損傷の有無及び作動（連動）性を点検する。
- (ウ) ドレンコックを開き、タンク内の水の有無を点検する。

5. 吸引フィルター

- (ア) 外観上の損傷や詰まりを点検する。

6. 自動給排水装置

- (ア) ポンプの運転を行い、漏水性及び水量調査を行う。
- (イ) コイル部に外観上損傷がない事を点検する。
- (ウ) 排水がスムーズに流れるか点検する。

7. 電源操作盤

- (ア) 外観上損傷がない事を点検する。
- (イ) 機能及び作動（連動）性を点検する。
- (ウ) 関連警報テストを行い異常の有無を点検する。

8. ガス供給監視盤

- (ア) 外観上損傷がない事を点検する。
- (イ) 警報装置との連動を点検する。

9. 圧力監視盤

- (ア) 外観上損傷がない事を点検する。
- (イ) 絶縁抵抗を点検する。

10. アウトレット

- (ア) 点検用検圧ゲージをアウトレットに差し込み配管圧力、流量の確認及びパッキン部の洩れを調べる。
- (イ) カバーの作動性を調べる。
- (ウ) ガス同定検査を行う。

11. 天吊ホース型アウトレット

- (ア) アウトレットは10項に同じ。
- (イ) ホースの外観上損傷がない事を点検する。
- (ウ) アウトレットの接続部及び天井内配管部との接続との接合部の漏洩の有無を点検する。

12. 余剰麻酔ガス排出用アウトレット

- (ア) アウトレットは10項に同じ。
- (イ) 外観上損傷がない事を点検する。

13. 窒素用調整器付アウトレット

- (ア) アウトレットは10項に同じ。
- (イ) 圧力計の指針及び指度の正確性を点検する。

14. シーリングコラム

- (ア) アウトレットは10項に同じ。
- (イ) 内筒をはずし、内部の接合部の漏洩を点検する。
- (ウ) 上下切替ハンドル及びクラッチの作動性を点検する。
- (エ) 螺旋ホースの外観を点検する。
- (オ) 内筒を取付け、表面清掃を行う。
- (カ) キャップ等の脱落はないか点検する。

15. シャットオフバルブ

- (ア) バルブの開閉は確実であること。
- (イ) 表面カバーの脱落の有無を点検する。

16. 一般事項として次の点検を行う。

- (ア) 機械類について。
 - ア 基礎ボルト及び締め付けボルト、ネジ類のゆるみの確認。必要により増し締めを行うこと。
 - イ 破損、変形、腐蝕、発錆等の確認。
 - ウ 清掃及び管理上周囲に障害となるものがない事。
 - エ 予備ヒューズ、ランプ等完備されている事。
- (イ) 病室機器類について
 - ア 附属品の脱落、ネジ類のゆるみ（増し締め）の確認。
 - イ プレート、カバー等の発錆、汚れ等については清掃すること。特に銘板はよく読めるようにすること。

マニホールド点検報告書

病院名	横浜市立大学附属市民総合医療センター	点検実施日	令和 年 月 日
住所	横浜市南区浦舟町4-57	竣工年月	年 月
点検会社名		製造番号	No.
点検実施者	印		

区分	機器名	点検項目	点検結果	備考
外観	マニホールド	型式 列 本立(容器増設等改造の有無を含む)		
	容器	連結導管のねじれ、損傷、漏洩がないこと 転倒防止、容器支持は正常であること		
	切換器	外観に損傷がないこと		
		高圧バルブ部に漏洩がないこと		
		減圧器に異常なガス流音のないこと 圧力表示・指示値は正常であること		
	電源装置	電源ランプ等に損傷のないこと		
	警報器	表示ランプの状態表示が正常であること		
	メインシャットオフバルブ	銘板、プレート等に損傷、腐食がないこと		
	配管	配管、支持金物に脱落、損傷等がないこと		
	蒸発器	機器の固定の緩み、損傷、漏洩がないこと		
機能	マニホールド	機器の固定の緩み等がないこと		
		高圧バルブの作動は円滑であること		
		逆止弁の機能が正常であること		
		高圧導管フィルターに汚れ等がないこと		交換部品欄による
	切換器	切換えハンドルの操作は円滑であること		
		ハンドル、ストップピンに摩耗、曲がりがないこと		
		圧力調整器、圧力スイッチの作動等が正常であること		成績は下表による
	電源装置 警報器	電装品のリレー等に損傷がないこと		
		端子部等に緩みがないこと		
		関連機器との連動は正常であること		
絶縁抵抗は2MΩ以上であること				

自動切換器の機能点検成績

NO	項目		判定基準	点検結果				備考	
1	高圧 圧力調整器	左側	製造番号	高圧側	測定時の値	低圧	MPa	高圧	MPa
			～ MPa	調整後の値	低圧	MPa	高圧	MPa	
		右側	製造番号	低圧側	測定時の値	低圧	MPa	高圧	MPa
			～ MPa	調整後の値	低圧	MPa	高圧	MPa	
2	低圧 圧力調整器	製造番号	～ MPa	測定時の値				MPa	
				調整後の値				MPa	
3	圧力スイッチ	型式	ON ～ MPa	測定時の値	ON	MPa	OFF	MPa	
		No.	OFF ～ MPa	調整後の値	ON	MPa	OFF	MPa	
4	安全弁	低圧	AT	漏洩検査液等による発泡試験で漏れがないこと					
		高圧	AT						
5	切換器内部の配管接合部の気密 漏洩検査液等による発泡試験で漏れがないこと								
6	切換装置・ハンドル・ストップピンに摩耗、曲がりがないこと								
7	その他								
交換部品									

吸引装置点検報告書

病院名	横浜市立大学附属市民総合医療センター	点検実施日	令和 年 月 日
住所	横浜市南区浦町4-57	竣工年月	年 月
点検会社名		製造番号	
点検実施者	印		

型式		型	KW	設置場所			
電動機定格	1号機	AC	V	A	機械番号		
	2号機	AC	V	A			
1号機	No.	(/) -		2号機	No.	(/) -	
区分	機器名	点検項目			判定		備考
					1号機	2号機	
外観点検	吸引ポンプ	外観上の損傷の確認					
		異常音・異常振動の確認					
		水槽内の水位の確認					
		水槽内の水の汚れの確認					
		正常に運転されているかの確認					
		ローター部に熱は無いかの確認					
	給排水装置 (×)	外観上の損傷の確認					
		給排水の流れの確認					
	レシーバータンク (l ×)	外観上の損傷の確認					
		タンク内に水は無いかの確認					
	真空計	— KPa ~ — KPa					
	殺菌装置 (×)	外観上の損傷の確認					
指針が正常な範囲を示しているかの確認							
電源操作盤 ()	外観上の損傷の確認						
	表示ランプの点灯の確認						
	操作盤電流値	1号機	~ A		積算計:	H	
	2号機	~ A		積算計:	H		
機能点検	吸引ポンプ	機器の固定の緩みの確認					
		逆止弁内のシートの確認					
		水槽内・窓板の清掃					
		真空到達度	1号機	— KPa		—	
		-80KPa以上	2号機	— KPa	—		
	給排水装置	排水口に詰まりは無いかの確認					
		電磁弁内のシートの確認(水漏れのないこと)					
	バキュームスイッチ	制御	測定	— KPa ~ — KPa			
			修正	— KPa ~ — KPa	—		
		追従	測定	— KPa ~ — KPa			
修正			— KPa ~ — KPa	—			
警報		測定	— KPa ~ — KPa				
		修正	— KPa ~ — KPa	—			
判定基準 (-40.0~-66.7KPa)							
殺菌装置	吸引エレメントの交換						
	電源操作盤	関連装置との連動の確認					
		リレー等の損傷の確認					
		端子部等に緩みはないかの確認					
		絶縁抵抗 (2MΩ以上)					
※ サーマル設定値: A							

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 公立大学法人横浜市立大学(以下「委託者」という。)がこの特記事項が付帯する契約(以下「この契約」という。)において個人情報を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務(以下「本件事務」という。)を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く。)
- (3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第 10 条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第 2 号様式）を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 11 条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第 1 号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調査項目	内 容
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人(条例第 条)
2 業務の作業担当部署名	
3 業務の現場責任者役職名	
4 業務の個人情報取扱者の人数	
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> I SMS <input type="checkbox"/> その他の資格() <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程() <input type="checkbox"/> 規程なし
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施(年_回/従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他()
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等	
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名 称
	内 容
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

<p>(1) 作業施設の入退室管理</p>	<p>作業期間中の入室可能人数 <input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業員以外への入室可 (<input type="checkbox"/>上記外___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録 <input type="checkbox"/>なし (施設のみ、身分証提示のみ等) <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>(2) 個人情報の保管場所</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 728 683 824"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="683 728 1444 824"> <p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 824 683 920"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="683 824 1444 920"> <p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<p>電磁媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
<p>紙媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>電磁媒体</p>	<p><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>(3) 作業施設の防災体制</p>	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>				
<p>(4) 個人情報の運搬方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1016 683 1220"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="683 1016 1444 1220"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1220 683 1429"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="683 1220 1444 1429"> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>		<p>電磁媒体</p>	
<p>紙媒体</p>					
<p>電磁媒体</p>					
<p>(5) 個人情報の廃棄方法</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1429 683 1632"> <p>紙媒体</p> </td> <td data-bbox="683 1429 1444 1632"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1632 683 1841"> <p>電磁媒体</p> </td> <td data-bbox="683 1632 1444 1841"> </td> </tr> </table>	<p>紙媒体</p>		<p>電磁媒体</p>	
<p>紙媒体</p>					
<p>電磁媒体</p>					
<p>(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)</p>					

11 電算処理における個人情報保護対策 ※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。 ※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	
(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型__台、デスクトップ型__台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ ） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ ） パスワードの付け方（ ） <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無 ※ 実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

公立大学法人横浜市立大学
理事長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報保護に関する法律第23条に定める措置の一環として、公立大学法人横浜市立大学の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全 枚)のとおり報告いたします。

個人情報保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

